

平成24年7月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第26045号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年5月7日

判 決

原 告

訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 五 反 章 裕

東京都

被 告 淺 川

神奈川県

被 告 萩 原

被告ら訴訟代理人弁護士 田 中 恵 祐

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、660万円及びこれに対する被告淺川
■につき平成23年8月13日から、被告萩原■につき平成23年8月1
2日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 被告萩原■は、原告に対し、330万円及びこれに対する平成23年8
月12日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同じ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、株式会社パブリックライジングジャパン（以下「PRJ」

という。)の取締役である被告萩原(以下「被告萩原」という。)から、確実に配当が得られる等の違法な勧誘を受け、匿名組合契約を締結して出資したが、配当も出資金の償還も受けられず、出資金相当額の損害を受けたと主張し、①同被告に対し、民法709条または会社法429条に基づき、出資金相当額900万円及び弁護士費用90万円の合計990万円及びこれに対する催告後の平成23年8月12日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを求め、②上記契約締結時にPRJの代表取締役を務めていた被告浅川(以下「被告浅川」という。)に対し、民法709条または会社法429条に基づき、在任中の出資金相当額600万円及び弁護士費用60万円の合計660万円及びこれに対する催告後の平成23年8月13日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2 前提となる事実（争いが無い）

- (1) 原告は、会社員として勤務する昭和33年(以下「昭和33年」)生まれの女性である。
- (2) PRJは、平成19年1月23日に設立された、投資事業組合財産の運用及び管理等を目的とする株式会社である。

PRJは、原告を含む一般の投資家に対し、PRJファンド、桃くりファンドと称する匿名組合への出資を勧誘する等の業務を行っていた。

- (3) 被告萩原は、昭和20年8月25日にPRJの取締役に就任し、現在まで取締役を務め、原告に対し、同社の業務として、上記の匿名組合への出資を勧誘した。
- (4) 被告浅川は、昭和20年8月25日にPRJの代表取締役に就任し、平成22年5月25日に退任した。
- (5) 原告は、平成21年9月、被告萩原から、PRJファンドと称する匿名組合に出資するよう勧誘を受け、匿名組合契約を締結して出資し、その後も、別紙出入金一覧表の年月日欄記載の月日に、入金(支払)額欄記載の出資金を払い込んで、出資金名目欄記載の匿名組合契約を締結し、同年月日欄記載

の月日に、返金額欄記載の配当金を受けた。

さらに、原告は、平成22年4月ころ、PRJの従業員から、桃くりファンドと称する匿名組合に出資するよう勧誘を受け、匿名組合契約を締結して出資し、その後も、別紙出入金一覧表の年月日欄記載の月日に、入金（支払）額欄記載の出資金を払い込んで、出資金名目欄記載の匿名組合契約を締結し、同年月日欄記載の月日に、返金額欄記載の配当金を受けた。

原告は、上記のとおり、PRJファンド及び桃くりファンド各匿名組合契約を締結して、PRJに対し、出資金として合計1100万円を交付した。このうち、PRJファンド20号については、出資金全額の返還を受けている。これを除き、さらに135万円の配当を受けている。そのうち、被告浅川がPRJの代表取締役在任中に払い込んだ出資金は合計600万円である。

3 中心的な争点

民法709条または会社法429条の成否

4 原告の主張

- (1) 原告は、PRJに対し、PRJファンドの資料を請求したところ、同社から送付されたPRJファンド20号匿名組合の資料を受け取ったが、その資料には複数の運用会社に投資をしてリスクを分散し、かつ高額配当が確実に支払われるかのような記載がある上に、被告萩原から電話で、同じ旨の説明を受けた。そのため、原告は、PRJのこれらの説明を信じて、PRJファンド20号匿名組合契約を締結し、同年9月24日にPRJに200万円を送金して取引を始め、その後の取引経過は別紙出入金一覧表のとおりである。

その後、原告は、平成22年4月ころ、PRJの従業員から、電話で、PRJファンドに比べ、桃くりファンドの運用期間が長く、配当を多く受けられ、内容がPRJファンドと変わらない旨の説明を受けて、桃くりファンドの勧誘を受け、桃くりファンド1号匿名組合契約を締結し、同年4月20日

にPRJに100万円を送金して取引を始め、その後の取引経過は別紙出入金一覧表のとおりである。

(2) しかし、高額の配当を確実に受けられることなどないのであって、被告萩原とPRJの勧誘は破綻必至の詐欺的な商法である。しかも、実際にはファンドの運用先会社は1社であったにもかかわらず、複数の運用会社に投資をしてリスクを分散するなど虚偽の事実を告げており、金融商品取引法38条1号に違反している。また、ファンドの仕組みや運用状況、元本割れのリスク等を説明する義務を負っているにもかかわらず、これに違反して説明義務を尽くさず、配当が確実に得られる旨の断定的な判断を提供して勧誘を行った。したがって、被告萩原とPRJの原告に対する勧誘は、不法行為を構成する。

(3) 以上によれば、被告萩原とPRJは民法709条に基づく不法行為責任を負い、PRJの代表取締役を務めていた被告浅川も、上記の違法な勧誘を当然に承知していたのであるから、同様に不法行為責任を負う。

また、被告浅川は、PRJの代表取締役として、違法な勧誘を知っていたし、そうでないとすれば、適法な勧誘を行うように業務を是正すべき義務がありながら、これを怠ったのであるから、いずれにしても職務を行うにあたって故意または重過失がある。さらに、被告萩原は、PRJの取締役として、代表取締役の業務執行を監督し、是正する義務があり、これを怠ったのであるから、職務を行うにあたって故意または重過失がある。したがって、被告らは、会社法429条に基づく責任を負う。

5 被告らの主張

(1) PRJが配布している資料には、高額の配当を目標としている旨を記載しているにすぎないし、PRJファンドも桃くりファンドも、資料にも契約書にも元本が保証されない旨を明記している。被告萩原は、高額の配当を確実に得られる旨の勧誘をしていないし、元本が保証されない旨の説明をしてい

る。PRJは、株式会社アセットプライムフューチャーズ（以下「アセット」という。）に対し、出資金の運用を委託していたが、運用実績に優れ、ほかにこれに代わる運用先が見つからなかったし、アセットから、分散投資しているとの報告を受けていた。アセットは、実際にも、配当ができるだけの利益を上げていた。ところが、PRJは、アセットから、平成23年2月、同社の運用責任者である鈴木■■■■（以下「鈴木」という。）が資金を管理したまま所在不明になり、出資金の償還ができなくなったとの連絡を受けたことから、出資者に対する出資金の償還が困難になってしまった。

したがって、被告萩原とPRJの勧誘に違法はない。

- (2) 上記のとおり、被告萩原とPRJの勧誘に違法はなく、被告らが職務を行うにあたって故意または重過失もない。仮に責任が認められるのであれば、配当金相当額を控除すべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1(1) 本件証拠（甲1から10まで、乙5、8から11まで（枝番を含む。）、原告、被告萩原、被告浅川）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 原告は、平成21年8月31日ころ、インターネットで、「まぐまぐニュース」とのメールマガジンを閲覧したところ、PRJファンドについて、「年間配当30%」、「毎月配当（月2.5%）」との記事があり、さらに、リンク先であるPRJファンドの運用実績の記事があるホームページには、恒常的に利益を上げている旨の記事があった。そこで、PRJファンドに興味を持ち、PRJに対し、資料請求をした。同年9月1日、PRJから、PRJファンド20号匿名組合への出資を勧誘するメールが送信され、その旨の資料も送付された。

この資料には、「お金をお金でふくらます「雪だるま式複利資産運用術」「年間配当率30%配当達成率100%を目標にしていきます」「パ

パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます」との記載、投資先について「投資先A、投資先B、投資先C、投資先D、自社で運用」と表示している図、「目標配当を下回った場合に限り、その時点で投資家様のご要望に応じて出資金の中途返還も可能です」との記載があった。

さらに、「PRJファンド20号のご案内」とのパンフレットには、「PRJファンド20号配当金シミュレーション」として、「月間配当率：上限2.5%/月」「年間配当率：上限30%/年」との記載があり、配当金が交付されるシミュレーションが表示されていた。

そのころ、原告は、被告萩原から、電話で連絡を受け、上記の資料やパンフレットと同じ内容の説明を受けた。

そこで、原告は、PRJのこれらの説明を信じて、PRJファンド20号匿名組合契約を締結し、同年9月24日にPRJに200万円を送金して取引を始め、その後の取引経過は別紙出入金一覧表のとおりである。

イ 原告は、平成22年4月ころ、PRJの従業員から、電話で、PRJファンドに比べ、桃くりファンドの運用期間が長く、配当を多く受けられ、内容がPRJファンドと変わらない旨の説明を受けて、桃くりファンドの勧誘を受け、桃くりファンド1号匿名組合契約を締結し、同年4月20日にPRJに100万円を送金して取引を始め、その後の取引経過は別紙出入金一覧表のとおりである。

ウ 原告は、平成23年2月、PRJから、運用先会社が運用管理者と連絡を取れないため、同人の行方を調査中だが、匿名組合の募集を中止し、配当金の振り込みができない旨のメールを受信した。そこで、PRJに対し、問い合わせたところ、出資金についてひとつの運用会社に運用を委託しており、同社も個人に運用を委託し、同人が出資金を持ち逃げしてしまったので、配当金と償還金の支払いができないとの回答を受けた。

エ PRJは、PRJファンドと桃くりファンドの出資金の運用について、次のとおり説明している。

つまり、PRJは、アセットに対し、出資金全額の運用を委ねていたこと、アセット以外の投資先もさがしていたが、アセットの運用実績が好調であったため、これを上回る投資先を見つけることが難しかったこと、アセットからは、分散投資をしているとの報告を受けていたが、実際には、アセットの運用責任者である鈴木（■■■）のみに運用を任せていたようで、これを知らされていなかったこと、平成23年2月8日、アセットから、鈴木が資金と管理口座を保有したまま所在不明になったとの連絡を受けたこと、そのためやむを得ず、募集を中止するとともに、出資者への配当金の支払いと出資金の償還ができない状態であること、アセットとその代表取締役である酒井■■■に対し、出資金相当額内金の損害賠償請求を提起するとともに、鈴木との契約書、鈴木の運用口座に関する情報、鈴木に対する出資金の交付を証する文書の開示を求めているが、十分な情報の開示がないこと等を説明している。

(2)ア これらによれば、PRJが作成した資料やパンフレットによると、目標であるとか、元本の保証がない旨が記載されているものの、配当に言及した文言や、その文字の大きさ等の表示の体裁に照らすと、出資者が確実に高額な配当を受けられると容易に誤信しやすい記載方法といえるのであって、このように誤解を招きやすい方法で勧誘を行うことは社会的に相当な範囲を逸脱しており、違法な行為であるというべきである。

また、PRJは、その説明によると、アセットに対し出資金全額の運用を委ねていたが、アセットが鈴木に対し出資金全額の運用を委ねていることを知らず、鈴木がどのような方法で出資金を運用をしているかも知らないというのであるから、結局のところ、出資金の運用の実態を把握していないというべきであって、資料等の「年間配当率30%」「配当達成率1

00%」との記載も、根拠がないというほかない。この点について、被告萩原は、事業開始後約4年の間、月2.5%年30%の目標配当を100%達成し、出資金全額を償還したことから、目標を設定するだけの実績があった旨供述するが、上記認定のとおり、運用の実態を把握しておらず、現時点でもその内容を明らかにできないのであるから、運用をして収益を上げたとはいえないし、実績があったと評することもできないというべきである。

さらに、PRJは、アセットに対し出資金全額の運用を委ねていたのだから、資料等の「複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用」との記載が虚偽であることは明らかである。

また、PRJの役員がこれらの資料等の内容や出資金の運用方法を知っていたことは当然であるし、他方、PRJの役員がこれらの勧誘方法や出資金の運用方法の適否を検討したことはうかがえない。

イ したがって、被告萩原は、確実に配当金を得られる旨の説明をしたかどうかにかかわらず（被告らが運用実績があったと認識していたことからすれば、上記説明をした可能性が高いが、この点はひとまず措く。）、上記の資料等と同じ内容の説明をしたと自認しているところ、取締役として、資料の記載内容等の勧誘方法を検討したり、出資金の運用実態を確認しないまま、顧客である原告に対し、不当な表現を用いて、根拠がないか、虚偽の事項を説明して勧誘を行ったのであるから、その勧誘が違法な行為であって、不法行為を構成するものと認められる。

また、上記認定によれば、被告浅川も、PRJの代表取締役として、資料等の記載内容や出資金の運用方法を知っていたというべきであるとともに、資料の記載内容等の勧誘方法を検討したり、出資金の運用実態を確認していないのだから、不当な表現を用いて、根拠がないか、虚偽の事項を説明して勧誘を行うことを容認し、違法に業務を執行していたといえるの

であって、被告萩原と共同して不法行為を構成するものと認められる。また、被告浅川が、資料等の記載内容や出資金の運用方法を知らなかったとすれば、業務の適正な執行を怠った重過失があることは明らかである。

ウ なお、被告浅川は、PRJの業務に関わっていなかったし、その責任を負わないことを了承してもらって代表取締役就任したと供述する。しかし、同被告は、PRJの設立に関わり、その多額の資金を準備し、役員報酬も受け、同社の経理のために税理士を紹介したというのであって、会社経営に深く関与しているというべきであり、PRJがどのような投資事業を行っているかも容易に知ることができるのであるから、PRJの業務に関わっていなかったとの供述は直ちに採用できないというべきである。

エ 原告は、被告らの違法な勧誘等によって、出資金相当額の損害、弁護士費用の損害を受けたと認められる。

なお、原告は、PRJから配当金の交付を受けているが、上記認定のとおり、出資金の運用の実態が全く明らかでないこと、PRJの役員もこれを把握しないで出資金を募り、配当金を交付していたことに照らすと、PRJの違法性の程度は強く、配当金の交付もその出資をさせるための手段として利用されたというべきであるから、これを損益相殺の対象として控除することは相当でない。

(3) 以上によれば、被告萩原は、民法709条に基づき、出資金相当額900万円及び弁護士費用90万円の合計990万円及びこれに対する催告後の平成23年8月12日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

また、被告浅川は、民法709条に基づき、在任中の出資金相当額600万円及び弁護士費用60万円の合計660万円及びこれに対する催告後の平成23年8月13日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

2 よって、原告の請求はすべて理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条、65条、仮執行の宣言につき同法259条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判官 齋 藤 清 文

出入金一覧表

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備 考
平成21年9月24日	2,000,000		PRJファンド20号匿名組合出資金	
平成21年11月10日		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
平成21年12月10日		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
平成22年1月8日		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
平成22年1月19日	3,000,000		PRJファンド28号匿名組合出資金	
平成22年2月9日		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
平成22年2月19日	2,000,000		PRJファンド30号匿名組合出資金	
平成22年3月10日		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
平成22年4月9日		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
平成22年4月20日	1,000,000		桃くりファンド1号匿名組合出資金	
平成22年5月7日		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
平成22年6月9日		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
平成22年6月10日		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年7月9日		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備 考
		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
平成22年8月10日		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
平成22年8月20日	500,000		PRJファンド37号匿名組合出資金	
平成22年9月10日		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
平成22年10月8日		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
		10,000	PRJファンド37号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド20号匿名組合配当	
		2,000,000	PRJファンド20号匿名組合償還金	
		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年10月19日	1,000,000		桃くりファンド7号匿名組合出資金	
平成22年10月24日	1,000,000		PRJファンド42号匿名組合出資金	
平成22年11月11日		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		10,000	PRJファンド37号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備 考
平成22年11月24日	500,000		PRJファンド44号匿名組合出資金	
平成22年12月10日		10,000	PRJファンド37号匿名組合配当	
		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
		20,000	PRJファンド42号匿名組合配当	
		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
		20,000	桃くりファンド7号匿名組合配当	
平成23年1月11日		40,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
		10,000	PRJファンド37号匿名組合配当	
		60,000	PRJファンド28号匿名組合配当	
		20,000	桃くりファンド7号匿名組合配当	
		20,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
		20,000	PRJファンド42号匿名組合配当	
		10,000	PRJファンド44号匿名組合配当	
合 計	11,000,000円	3,830,000円		
PRJファンド20号を 抜いた合計	9,000,000円	1,350,000円		

これは正本である。

平成 2 4 年 7 月 9 日

東京地方裁判所民事第 2 5 部

裁判所書記官 山 田 伊希子